

第 1 回検討会における論点に関する主なご意見  
(事務局において集約したもの)

論点① 「特定機械等に係る製造許可制度及び検査制度自体は維持することとしてよいか」について

- ・ 検査等を受けていない特定機械等の事故が発生していることを踏まえ、製造許可、検査制度等は維持すべき。
- ・ 品質の担保のため、製造許可や検査を継続することは重要。
- ・ 特定機械等が違法に使用されることがないように、製造許可、検査制度等の周知徹底が必要。

論点② 「特定機械等に係る製造許可は、引き続き行政が行うこととしてよいか」について

- ・ 製造許可は、引き続き国が責任をもって行うべき。
- ・ 責任を持つことができる行政で行うのが適切。

論点③ 「製造許可に係る書面等審査について民間の活力を活用できる部分はないか」について

- ・ 民間移管に当たっては、民間の機関が行政と同等の能力を有していることが前提。
- ・ J I S 規格は、学識経験者、中立の委員、製造者側の委員、使用者側の委員が、バランスよく、民間の企業も参加し検討しており、民間機関にも十分な知見がある。
- ・ 民間機関における J I S 規格制定等の具体的なプロセス等を示していただきたい。
- ・ 行政機関の職員の経験が少なくなることに関して検討すべき。
- ・ 行政職員が理解した上で許可をする仕組みを考える方がいい。行政と民間の担当部分を分け、うまく連携することが必要。
- ・ 商用ベースに乗るかという観点も必要。
- ・ 民間で成り立つのか。民間もやっていけないようなことが起こらないかが課題。
- ・ 行政がやるか委任するか、従前の形から次のステップに進む時期に来ている。トータルのおさえどころは行政でもよい。

論点④ 「製造時等検査について民間の活力を活用できる部分はないか」について

- ・ 先行して民間移管したボイラー等の製造時等検査の状況を評価し、その結果を踏まえて検討することが必要。
- ・ 制度設計をしっかりとした上で移管し、継続的な民間の人材の育成を進めることが必要。
- ・ どの労働局や民間機関でも同じ検査ができることが必要。
- ・ 海外で製造した特定機械等を持ち込むときに非関税障壁と言われないのか。

論点⑤ 「落成検査等について民間の活力を活用できる部分はないか」について

- ・ 落成検査は、法令に基づく安全措置の履行確保の確認が目的であることから、引き続き行政が行うべき。
- ・ 行政において落成検査を行う人材の育成が必要。
- ・ 工事期間のみでなく常用の特定機械等の設置後の検査については、ルールを決めて民間機関が確認し、適正でない場合に行政機関が処置することでも、コンプライアンス機能が働く。民間と行政の連携を考えるべき。

論点⑥ 「民間の登録機関の適正な業務実施を担保するための仕組みについてはどうか」について

- ・ 民間移管の拡大を検討するのであれば、厚生労働大臣の監督権限について更に機能強化することが必要か検討いただきたい。
- ・ メーカーが減少して1社、2社となった場合に、仲間内で検査をするような事態にならないよう、考えておく必要がある。

その他のご意見

- ・ JIS規格は、ISO等の国際規格に適合するように作成し、国際標準に整合するようにしている。